

## 易操作性1号消火栓の 識別ラベルの統一と 運用について

(社)日本消防放水器具工業会

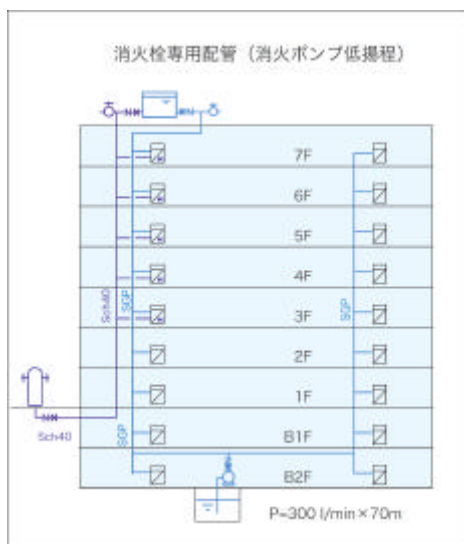
「易操作性1号消火栓」につきましては、消防法施行規則第12条第1項第7号へただし書き及び「一号消火栓の取扱いについて」(平成8年12月12日付け消防予第254号通知)により、その取扱い及び評価基準が通知され、消火能力が1号消火栓と同等でかつ1人で操作可能な消火栓として、(社)日本消防放水器具工業会(以下「工業会」と言う)では、その普及促進に努めて参りました。

今般、易操作性一号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について(平成16年12月24日付け消防予第259号通知)により、その評価基準が一部改正され、従来は設置場所が締切圧(=使用圧)1.0MPa以下となる場所に限定されていたものが、放水反力を200N以下にするという基準が追加されたことにより、当該基準を満たしていれば、さらに高い使用圧力となる場所にも設置出来ることとなりました。

現在、工業会会員各社では、締切圧(=使用圧)が高くなる場所においても、易操作性1号消火栓を基準以下の放水反力で操作できるよう様々な技術開発により、鑑定の型式を取得しているところであります。

新たに開発された機器の中には、「自動的に放水圧力を一定に調節する機構」を組み込み、放水反力を200N以下とした「自動減圧仕様」のものがあることから、易操作性一号消火栓の設置工事の際に適切な仕様のもものが、必要な箇所に設置されることを確実に確認する必要が生じました。このため工業会では、鑑定型式番号による確認のほか、その現物確認を容易にできるよう、以下のとおり「識別ラベル」を統一して、易操作性一号消火栓の本体に表示することといたしましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 想定される設置方法の例



従来のものは、最高使用圧1.0MPaの1種類のみであった為に、使用圧の種別等による設置状況に違いはありませんでしたが、今回の評価基準の一部改正により様々な使用圧の機種が必要に応じて設置可能となりました。

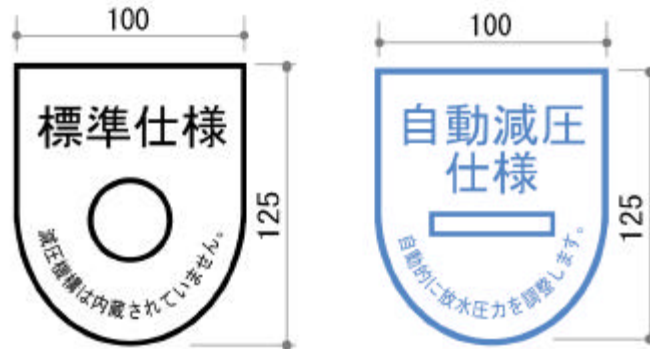
このことにより、易操作性一号消火栓と連結送水管との配管の共用や、中高層建築物にも対応できる高い揚程の加圧送水装置の設置等が可能となると考えられます。つまり、使用圧1.0MPaを超える部分にも、200N以下の基準を満たしたものは、設置可能になるということです。



2) 梱包に貼付するラベル

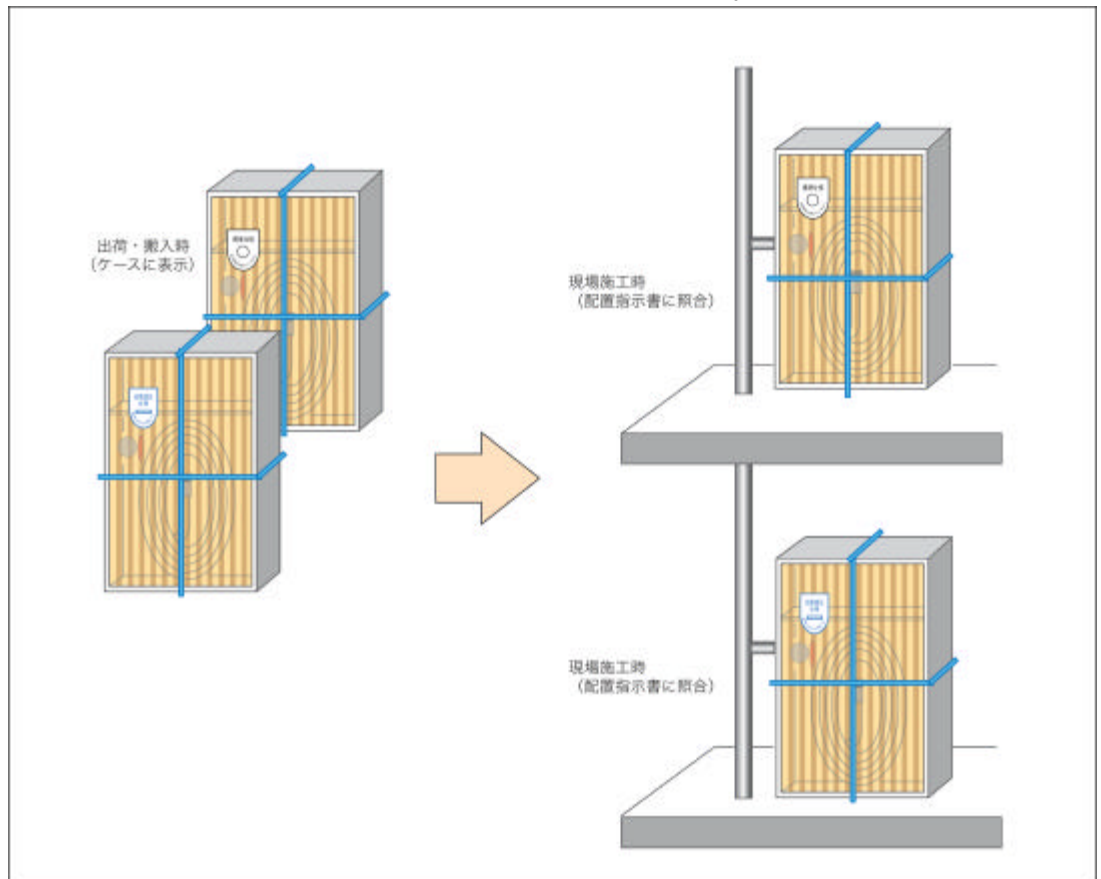
ラベルデザイン及び基本寸法は以下の通りとする。

識別表示(梱包材に表示する。)



貼付箇所の例示と配布イメージ

標準仕様と自動減圧仕様の消火栓を区別するため、工場出荷する際、その梱包にこれら仕様の識別できる表示をする。



易操作性一号消火栓と自動減圧仕様の主部品が別の梱包となる場合にあっては、その別の梱包にも同様の表示を行う。

### 3. 配置確認等

鑑定に合格した易操作性 1 号消火栓には、その鑑定銘板に各機種固有の使用圧が表示されております。

易操作性 1 号消火栓の設計時又は施工時の配置指示書を作成する際に以下に示す使用圧とポンプの締切全揚程を確認し、各機種を配置してください。

#### 使用圧

各機種の開閉弁の 1 次側にかかる最高圧力で、易操作性 1 号消火栓の場合は、ノズルに開閉装置がついている為、配管の摩擦損失等を考慮しません。

使用圧(MPa)            (ポンプの締切全揚程 - 落差)(m) / 10    とします。

### 4. おわりに

易操作性 1 号消火栓は、一人で操作できることから初期消火により有効であると考えられ、今回の評価基準の改正により従来の 1 号消火栓と同様に幅広い条件で設置が可能となりました。

工業会では、より一層の易操作性 1 号消火栓の普及をめざし、技術面での改良とともに、適切に設置・使用していただくための広報に努力をして参りますので、関係機関各位のご協力をお願い致します。